

2010年3月15日

宮城県環境生活部

食と暮らしの安全推進課食品安全班御中

食品の安全行政をすすめる懇談会

住所：仙台市青葉区柏木1-2-45

フォレスト仙台5F

電話番号：022-276-5162

座長 齋藤 昭子

構成団体

宮城県生活協同組合連合会会長理事	齋藤 昭子
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット代表理事	小林 達子
主婦連合会仙台支部会長	勝又三千里
宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	三浦 絢子
宮城県消費者団体連絡協議会会長	熊谷 睦子
みやぎ生活協同組合理事長	齋藤 昭子
生活協同組合あいコープみやぎ理事長	吉武 洋子
(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事長	長谷川公一

平成22年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）への意見

平成22年度宮城県食品衛生監視指導計画案の策定にあたり、下記の意見・要望を提出いたします。なお、次年度計画策定に当たり求めた県民の意見が、次年度計画や予算に反映できるよう1月中にパブリックコメントを求めることを望みます。

記

1、国産青果の残留農薬検査すべてを外部検査機関に委託することの再検討を求めます。

宮城県は2009年度から、県保健環境センターや食肉衛生検査所での食品等の検査の他に、外部検査機関へ委託して、かき養殖海域の海水検査や残留農薬検査を実施しています。この外部検査機関には、県産を含む国産青果すべての残留農薬検査を委託していますが、宮城県は「食材王国みやぎ」のスローガンを掲げ、食料自給率向上に向けて県産食材の供給力を高めその消費の拡大をすすめています。この宮城のブランドイメージを守りその安全性を担保するためには、県内で生産された農産物についてこそ宮城県の検査施設において迅速に検査することが必要と考えます。その上で、万一の事故発生等を想定し、緊急かつ多量の検査が必要になった場合の外部検査機関委託のルールを県民に示してください。

2、ホームページの充実など県民への情報提供のあり方を検討してください。

「県民との意見交換及び情報提供」として、監視指導計画策定や実施状況の公表・健康被害防止の情報提供等が掲げられていますが、こうした情報は主にホームページに掲載されることが多く、情報の提供を受けられる県民に偏りがあると考えます。また、県のホームページのトップページには「食」のカテゴリーがなく、食に関する情報の検索もし難い状況とい

わざるを得ません。また、トップページには食品等回収情報についての記載がありませんが、県民への迅速な情報提供が必要なこうした情報は、製品安全・事故情報などと同様に県民の目につきやすい場所に掲載することも必要です。ホームページの検索のしやすさとともに、こうした情報はホームページだけでなく、必要な時に気軽に情報を入手できるように県政だよりやパンフレット等の媒体を活用するなど、情報提供のあり方を検討してください。

3、広域食品衛生監視チーム（WAFT）による監視指導について、その位置づけを明確にした上で、その取組み内容が県民に伝わるように情報の提供をすすめてください。

広域流通食品による健康被害等の発生を未然に防止するために、広域食品衛生監視チーム（WAFT）による輸入食品取扱業者等への監視や監視指導に係る支援等が実施されています。2009年度から始まったこの取組みは、広域化する食品の流通や輸入食品への不安が大きい中で県民のニーズに沿ったものと考えますが、その実施体制が明確に示されていないため、この取組みについての県民の認知はされていません。今後こうした取組みについて県民の認知をすすめていくために、広域食品衛生監視チーム（WAFT）の活動の内容・体制・実績やその位置づけを明確にした上で、それを取組み報告とあわせて広く県民に公開していくことが必要です。「みやぎ食の安全安心推進会議」などの場面を通して、県民がその活動について情報を入手できるようにしてください。

4、年間検査計画における遺伝子組換え食品についての検査項目を充実させてください。

2009年度中に宮城県は「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」を策定します。この指針は、県内における遺伝子組換え作物の栽培状況の把握と一般農作物との交雑混入防止対策の基準を定めるものですが、この指針を定めるに至った背景には、県民の遺伝子組換え作物に対する不安が依然として高いことが挙げられます。そうした中で、新たに遺伝子組換え検査に米及び米加工品が加わったとはいえ、豆腐やスナック菓子などの検査がなくなり、また検体数も今年度に比べるとその数が半減していることについては、県民の意思と反比例しており、年間検査計画における遺伝子組換え食品検査項目を充実させてください。

5、消費者・県民の理解を深める視点から、リスクコミュニケーションの取組みを工夫してください。

県民とのリスクコミュニケーションとしては、みやぎ食の安全安心推進会議や講演会・シンポジウムの開催、各種情報提供のほか、県民からの意見募集やみやぎ食の安全安心消費者モニターに対する情報提供などが行われていますが、消費者の理解がより深まる視点からの情報の共有化ができる企画や消費者が意見を出しやすい形式にするなど、リスクコミュニケーションの取組みを工夫してください。

6、消費者庁の設置に伴う連携について明記してください。

昨年9月の消費者庁設置に伴い、食品表示の基準策定等の業務が消費者庁に移管されました。計画案には連携として「国及び関係自治体」が明記されていますが、宮城県に寄せられる食の分野に関する消費者相談業務については、庁内の消費者行政担当部局と連携し対応することが必要です。特に増加する健康食品による危害情報は、消費者への知識普及だけでなく、相談事例なども参考に、より最新の情報提供ができるように消費生活センターなどとの連携も明記してください。

以上